

各 位

会 社 名 GFA 株式会社

代表者名 代表取締役 片田 朋希

(JASDAQ コード番号 : 8783)

問合せ先 執行役員最高財務責任者
津田 由行
(TEL 03-6432-9140)

新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、2022年2月3日開催の取締役会において、景祥針織有限公司（所在地：New Territories, Hong Kong、Director 施景祥（Shin King Cheung）、以下「景祥針織社」といいます。）が保有する第7回新株予約権（2021年6月7日発行）の一部譲渡を承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2021年5月21日発表「第三者割当による新株式及び行使価額修正条項付第7回新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、2021年6月7日を期日として第7回新株予約権を発行いたしました。保有先である景祥針織社より、本日付で、景祥針織社が保有する新株予約権 22,652 個のうち 10,000 個を株式会社デベロップ・ナビゲーター（所在地：埼玉県川口市、代表取締役 伊東 朗子、以下「DN社」といいます。）に対して譲渡することについて、承認依頼がありました。

今回の新株予約権譲渡に関しまして、DN社におきましては当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを確認しております。

一方、景祥針織社におきましては、新株予約権を早々にすべて行使できないため、今回、DN社との新株予約権譲渡契約を締結した旨の報告を受けております。

当社としては、DN社に本新株予約権が譲渡されることで、より確実に新株予約権が行使され、資金調達の蓋然性が高まることになるため、譲渡に賛同しております。

また、譲渡予定先のDN社からは、当社の経営方針、資金ニーズ及び本新株予約権のスキームについて賛同いただいております。DN社が本新株予約権の行使により取得する株式については前述の通り純投資が目的であることを確認し、当社の経営への参加、当社を子会社化・系列化する意向がないことが明らかであることから譲渡先として適切と判断し、承認に至ったものでございます。

2. 新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲渡先 株式会社デベロップ・ナビゲーター
- (2) 譲渡承認日 2022年2月3日
- (3) 譲渡日 2022年2月3日（予定）
- (4) 譲渡個数 10,000個（新株予約権1個につき100株）
- (5) 譲渡金額 2,480,000円（新株予約権1個につき248円）

※ 本件譲渡による当該新株予約権の行使条件及び発行要項に変更事項はありません。

3. 譲渡先の概要

(1) 名称	株式会社デベロップ・ナビゲーター	
(2) 所在地	埼玉県川口市末広3-1-14-204	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 伊東 朗子	
(4) 事業内容	不動産関連業務	
(5) 資本金	1万円	
(6) 設立年月日	平成22年6月11日	
(7) 大株主及び持ち株比率	伊東 朗子 100%	
(8) 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	2021年9月3日付「新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ」において、新株予約権4,465個の引受をしております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

当社第7回新株予約権の概要

- ①新株予約権の発行日 2021年6月7日
- ②発行した新株予約権の総数 113,124個（新株予約権1個当たり100株）
- ③発行した新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式11,312,400株
- ④発行価額 総額28,054,752円（新株予約権1個当たり248円）
- ⑤行使価額及び行使価額の修正条件 当初行使価額：1株当たり189円
 当初行使価額は、2021年5月21日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額であります。行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。
 但し、修正日にかかる修正後の行使価額が100円（本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の53%）（以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。
- ⑥権利行使期間 2021年6月8日から2023年6月7日

以上